

いじめ問題総合対策計画（いじめ防止基本方針）

太宰府市立太宰府東中学校

1 いじめ防止の基本方針

～はじめに～

いじめ問題は、教育活動の現場の中では解決すべき喫緊の課題となっており、大変憂慮すべき状況にある。本校においては、毎月実施している「いじめアンケート」で生徒からあがってくる件数や教師の「いじめ」認知件数は少ないものの、ネット上のトラブルなど時代背景を受けた事案など多くなりつつある。そこで、「いじめはどの学校、どの生徒にも起こりうる」という認識のもと、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めることが極めて重要である。いじめの認知件数が少ないということは、「今あるいじめを見抜けていないのではないか」という立場に立ち、全教職員で十分な観察を行っていくべきと考える。いじめの発見件数がゼロであることを目指すのではなく、いじめの未発見、未解決のゼロを目指す。

（1） いじめの定義

第2条 第1項

この法律において「いじめ」とは、生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 ※学校の内外を問わない。

【 いじめ防止対策推進法（平成25年公布） 】

（2） いじめの基本認識

いじめには、様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員が持つべき「いじめ問題」についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは教職員の指導の在り方が問われている問題である。
- ⑥ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑦ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することもある。
- ⑧ いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。

（3） いじめ防止等対策のための基本となる事項

① 学校及び教職員の責務

いじめがない、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者・教育委員会・他関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

② 学校、地域におけるいじめの未然防止

生活のあらゆる場面において、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。また、生徒が地域貢献するまほろば活動を活性化させる。その中で、「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が生徒たちを成長させる。また、教職員や地域の大人の子どもたちへの温かい声かけが「認められた」という自己肯定感につながり、自分を大切に思う「自尊感情」を高めることにもなる。

- (ア) いじめの未然防止は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりから始まる。よって、すべての教育活動の中心に「正義が通る学校」を掲げ、弱い者いじめや卑怯な振る舞いをしない、悪を見逃さないということに組織的に取り組む。
- (イ) いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒たちに理解させる。また、生徒たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。
- (ウ) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及びリレーション活動の充実を図る。
- (エ) 保護者並びに地域、その他の関係者と連携を図りつつ、生徒会活動としていじめ防止に自主的に取り組む活動を支援する。

③ いじめ早期発見・防止のための手立て

(ア) いじめ調査等の実施

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的なアンケートを次の通り実施する

- a. 太宰府市教委様式による「学校生活アンケート」および「いじめに関するアンケート」を毎月実施する。
- b. 太宰府市教委による「いじめに特化した無記名アンケート」を年3回（6月、10月、2月）実施し、集約結果及び考察を教育委員会に提出する。
- c. 教育相談週間を年3回（6月、12月、2月）設定し、生徒全員を対象にした2者面談を実施する。その際にはQ-U検査結果、様相チェック（平成19年3月、福岡県教育委員会）と連動させることで効果的な相談となるようにする。
- d. 保護者を対象にした家庭における様相チェックリストを年2回（6月、10月）実施する。

(イ) いじめ相談体制づくり

生徒及び保護者が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは教職員と生徒たちの信頼関係の上で形成されるものである。

- a. 毎日の生活ノートの日記欄を利用し、日々コメントしながら信頼関係を構築していく。
- b. 校内に相談したいことを自由に投書することができる相談ポストを設置し、情報を収集できるようにする。
- c. 学校日より等に、生徒・保護者が専門家へ直接相談することができる環境にあることを啓発する。

(ウ) いじめ未然防止等のための教職員研修の実施

いじめ未然防止等のためには教職員の気づきが大切である。生徒たちの些細な言動から個々の状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められる。その感性を高めるための研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

(エ) 日常のいじめ早期発見・防止の具体的取組

いじめが見過ごされる最大の要因は、教師が「単なるふざけあい」と捉えてしまったり、「いじめられている生徒が笑っている」などの様相に教師の感性が鋭く反応できなかつたりすることである。これを防ぐために、教師は下記のことを意思統一しておく。

- a. 本人がいじめられているという認識があるものは、たとえ1回であっても「いじめ」として扱い、組織的な指導の対象とする。
- b. おかしいと感じたら、その場ですぐに注意をする。たとえ、本人が「気にしていません」という反応を示しても「このようなことは見過ごせない」というスタンスで指導をする。

- c. 指導した教師は担任に「いじめ」として報告し、複数の先生が観察を行い、定期的に情報交換する情報を共有する。担任は日時と内容を時系列で記録に残す

2 いじめの防止等の推進体制

本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進する機能を「生徒指導合同委員会」(以下「合同委員会」と称する)に持たせ、教職員全員で共通理解を図りながら学校全体で総合的ないじめ問題の対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の実態に応じた取組を展開する。

(1) 合同委員会におけるいじめ問題検討

いじめ問題は、その事象の複雑性・特殊性に鑑み、合同委員会にその役割と機能を持たせる。合同委員会では、いじめに関する諸問題について定期的に情報交換を行い、緊急性がある場合は、委員会を臨時に開催して、いじめ問題を総合的に解決するように組織的に取り組む。また、人権を著しく侵害するような深刻な事案については、市教育委員会と綿密な連携をとり、危機管理対応いじめ問題特別委員会を組織する場合もある。

<構成員>

(合同委員会)

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、不登校専任教員、特別支援教育コーディネーター、スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー

(危機管理対応いじめ問題特別委員会)

上記メンバーに、外部から以下のうち状況に応じて必要と思われる方々を加え、広汎な対応をとる。

主任児童委員、福岡県警察スクールサポーター、ケースワーカー、スーパーバイザー、太宰府市教育委員会事務局、太宰府市教育支援センター職員 など

<実施回数>

(合同委員会) 定例的に毎週1回実施

(危機管理対応いじめ問題特別委員会) 必要に応じて

<合同委員会におけるいじめ問題対策の業務内容>

- ・学校におけるいじめの防止対策の実施や早期発見への取組
- ・いじめに関する研修会の立案・実施
- ・いじめ事案発生時の調査及び対応
- ・関連諸機関との連携
- ・「いじめ防止基本方針」が機能しているか、定期的な点検・評価

3 校内委員会を中心とした年間計画

月	校内委員会	未然防止	早期発見	評価
4	学校いじめ防止基本方針の確認 校内研修「人間関係づくり①」 合同委員会（週1回定例開催）	生徒会行事 読み聞かせ リレーション活動	学校生活アンケート いじめ早期発見家庭用チェックリストの活用	
5	合同委員会（週1回定例開催） 校内研修「生徒理解について①」 校内研修「情報モラル教育」	リレーション活動 体育会	Q-U、いじめアンケート(簡易版)	
6	合同委員会（週1回定例開催） 校内研修「いじめ問題」	自然教室 リレーション活動	いじめに特化したアンケート 教育相談	
7	合同委員会（週1回定例開催） 校内研修「生徒理解について②」 校内研修「不登校問題」	リレーション活動	いじめアンケート（簡易版） 家庭訪問、教育相談	
8	合同委員会（週1回定例開催） 校内研修「人間関係づくり②」 校内研修「Q-Uの分析」			
9	合同委員会（週1回定例開催） 校内研修「特別支援教育」	リレーション活動 読み聞かせ	学校生活アンケート	
10	合同委員会（週1回定例開催）	リレーション活動 文化発表会	いじめに特化したアンケート	
11	合同委員会（週1回定例開催）	リレーション活動	いじめアンケート（簡易版） 三者面談、教育相談	
12	合同委員会（週1回定例開催）	リレーション活動 修学旅行	いじめアンケート（簡易版）	
1	合同委員会（週1回定例開催）	リレーション活動	いじめアンケート（簡易版）	
2	合同委員会（週1回定例開催） 校内研修「今年度の不登校生」	リレーション活動	いじめに特化したアンケート 教育相談	
3	合同委員会（週1回定例開催）	リレーション活動	いじめアンケート（簡易版）	

4 いじめの対応

(1) 組織的早期対応の流れ

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、校長を中心に全教職員が一致協力し組織的に対応することが重要である。

対応の基本的な流れ	対応の具体的内容と留意点
<div style="text-align: center;"> <p>いじめの事実発覚</p> <p>一次対応</p> <p>① 学年主任 → 校長(教頭)</p> <p>② 合同委員会</p> <p>校長(教頭)</p> <p>③ 関係生徒への指導・教育相談</p> <p>④ 保護者への事情説明と協力要請 ○職員会議 全職員で指導方針を共有する</p> <p>二次対応</p> <p>⑤ ○合同委員会 ○職員会議 ○学年部会</p> <p>⑥ 指導 ○学級○学年、全校○部活動○個別</p> <p>⑦ 保護者へのその後の経過報告と協力要請</p> <p>⑧ いじめが起きた集団への働きかけ</p> <p>三次対応</p> </div>	<p>①いじめが発覚したらすぐに概要を把握し、学年主任への報告と校長（教頭）に報告する。</p> <p>②合同委員会を招集し今後の対応を協議する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">合同委員会</p> <p>校長 教頭 主幹教諭 生徒指導主事 養護教諭 各学年生徒指導担当 特別支援教育コーディネーター 不登校専任教員 SC SSW</p> </div> <p>③合同委員会で協議した内容に沿って、再度事実確認を詳細に行い、事実関係を明らかにする。事例によって、生徒に対応する教員を決めて聞き取りおよび指導を行なう。</p> <p>④校長(教頭)と学年主任、担任（部活顧問）は、いじめた側、いじめられた側の双方の保護者に対して、事情説明を具体的に行い、今後の指導の方針を示す。</p> <p>⑤全職員で情報を共有し、学校として、いじめた生徒への指導といじめられた生徒へのケアを行う。また、その後の当該生徒の学校生活の様子を注意深く観察していく。校長は状況に応じて教育委員会へ報告。</p> <p>⑥原則として全教員で対応に当たるが、事例によっては、養護教諭やスクール・カウンセラー、生徒指導主事が個別指導にあたる。他の生徒にも、いじめをなくすにはどうすれば良いのかを具体的に考えさせるため、事例によっては、学年や学級（部活動）に対して指導する。</p> <p>⑦家庭での様子について話を聞きながら、今後留意していくことについて、保護者と共通理解を図る。</p> <p>⑧全ての生徒が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。</p>

(2) 留意事項

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聞き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第3者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、対応する際には複数の教員（学年主任、担任、生徒指導担当等）で対応することを原則とし、事実に基づいて丁寧に行う。（ありのままに聞き取り、記録に残す）
- 合同委員会で複数の見方や視点から方策を検討して、取組を考える。
- いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な見守りを行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- いじめが起きた集団への働きかけとして、いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものでなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

【補足1】重大事態が発生した時

① 重大事態とは

○ いじめ防止対策推進法

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【重大事態の意味】

- ・「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- ・第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- ・また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

② 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は直ちに太宰府市教育委員会に報告する。

③ 太宰府市教育委員会との連携と調査

学校は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生に資するため、太宰府市教育委員会と連携して事実関係を明確にするための調査を行う。

事実関係を明確にするとは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒から十分聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。(例えば、質問紙の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)

これらの調査に当たっては、教職員向け手引きを参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、太宰府市教育委員会と十分協議して行う。

イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、該当生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙などが考えられる。

【補足2】インターネットやSNSを通じて行われるいじめへの対応

インターネットやSNSを通じて行われるいじめは、その特性上、いじめられた生徒に及ぼす被害は大きい。また、被害の範囲が広がるケースも多く、早期発見・早期対応が必要である。教職員がネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。また、未然防止には、学校での指導だけでは限界があり、生徒達の携帯電話・スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携・協力した指導を行うことが重要である。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除など、迅速な対応を図り、学校・保護者だけで解決が困難な事案については警察等の関係機関等と連携して対応していくことが必要である。

- ① 発信者の特定がむずかしいため、いじめ発覚の際にはその情報が拡散している可能性がある。そのため、関係生徒への聴き取り・指導等には、これ以上の拡散を防ぐよう慎重に対応すること。
- ② 拡散された情報については、時間を追うごとに、より広範囲に発信される可能性があり、出来るだけ速やかな対応をすること。
- ③ 生徒から得られた情報は、その生徒を保護するためにも、指導の際には慎重を期すこと。
- ④ インターネット上に発信された情報は、完全に消去することが極めて難しく、発信の際には特に注意を払う必要があるということを、日常的に生徒や保護者に啓発していくこと。
- ⑤ 被害生徒の保護者との連携を密に行い、当該いじめに係る情報の削除を求めたり、発信者情報の開示を情報管理者に請求しようとしたりする場合には、速やかに関係各署との連携も取ること。
- ⑥ その他の対応については、前述しいじめへの対応と同様に取り組むこと。

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 「危機管理対応いじめ問題特別委員会」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 太宰府市教育委員会に重大事態の発生を報告
- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(生徒が自殺を企図した場合等)
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

太宰府市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

市教委の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ※ 第22条に基づく「いじめ防止等の対策のための組織」(本校では「危機管理対応いじめ問題特別委員会」)を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える方法も考える。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。
- ※ すでに調査を行っていた場合でも、再度調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告をする)
- ※ 関係者の個人情報に十分に配慮する。
- ※ 得られたアンケート等は、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明しておく。

● 調査結果を市教委に報告

- ※ いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

市教委が調査主体となる場合

- 市教委の指示のもと、資料の提出など調査に協力